

令和7年度 北九州・宗像圏域 流域治水協議会 議事概要

日時:令和7年5月26日(月)14:00~15:00

場所:福岡県八幡総合庁舎1階大会議室及びWeb会議(「Webex」利用)

議事次第

1. 開会
2. 流域治水について
3. 協議会規約について
4. 関係機関からの事例紹介
 - (1)流域治水プロジェクト更新案について
 - (2)今後のスケジュール(案)について
5. 関係機関からの情報提供
6. 意見交換
7. 閉会

議事概要

2. 流域治水について

「資料3」により、流域治水の概要、流域治水協議会、流域治水プロジェクトについて説明。

3. 協議会規約について

「資料4」により、協議会規定を事務局より説明を行った。なお、協議会規定の内容に変更はない。

4. 議事

(2)流域治水プロジェクト更新案について

「資料5」により、以下の内容について事務局より説明し、意見があった箇所以外の内容について了承が得られた。

- 「資料5」は、昨年3月に公表した流域治水プロジェクトの更新版となり、幹事会において取り組みの実施状況の確認を行い、取りまとめたものとなっている。
- 位置図の更新点は、新たな取り組みを追加したこと、令和7年3月時点で完了する取り組みが分かるように表現したことである。
- ロードマップの更新点は、新たな取り組みを追加したこと、令和7年3月時点で完了する取り組みが分かるように表現したことである。
- 取り組みの紹介の更新点は、新たな紹介資料を追加したことであり、本圏域においては43の紹介資料となる。

【意見】

(福岡県北九州県土整備事務所 今井所長)

- 位置図、ロードマップの下部『令和7年3月までに完了見込み』ではなく、今年度の流域治水プロジェクトであれば、『令和8年3月までに完了見込み』が正しいのでは。

(事務局)

- 令和6年度の流域治水協議会で令和6年度の流域治水プロジェクトの公表時期を令和7年度に変更している。今回の流域治水プロジェクトは、公表時期を変更した令和6年度の流域治水プロジェクトとなる。そのため、『令和7年3月までに完了』は正しいが、既に時間が経過しており、『見込み』ではないため、修正を行う。

(八幡農林事務所 山崎所長)

- ロードマップ2頁目下部の『農業用ため池に関する「ため池マップ」、「ため池浸水想定区域図」、「ため池ハザードマップ」の作成・公表』の実施主体は福岡県となっているが、ハザードマップの作成・公表は市町村が行っている。内容について、福岡県農山漁村振興課に確認をお願いする。

(事務局)

- 福岡県農山漁村振興課に確認し、必要に応じて修正を行う。

(3)今後のスケジュール(案)

「資料6」により、以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- 4圏域全ての協議会が終了後、資料の最終調整を行い、今年6月にプロジェクトの更新版を公表予定。
- 来年度も今年度と同様に、流域治水対策等における情報共有や、プロジェクトの更新を行っていく予定。

(4)関係機関からの情報提供

「資料7」の取り組みの紹介により、以下の内容について各機関より説明。

① 福岡県農林水産部農山漁村振興課、農村森林整備課

- 流域治水対策に係る主な支援事業(農業農村整備事業及び農業農村整備関連事業)について

② 大牟田市都市整備部流域治水推進室(事務局代理説明)

- 民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備について

③ 気象庁福岡管区气象台

- 令和8年度からの防災気象情報について

④ 福岡県河川整備課

- 特定都市河川指定について
- 流域治水協働推進事業について

(5)意見交換

(北九州市都市整備局公園部 竹島部長)

- 北九州市では、平成30年7月の豪雨において、31の河川で浸水被害が、42ヶ所で護岸の崩壊などが発生した。このため、流域治水の根幹となる河川改修については、着実かつ早期に進める必要がある。特に神嶽川では、浸水被害が頻発していることから、これまで護岸整備、河道掘削、地下調節池の整備などを行ってきた。現在も、隣接する旦過地区の土地区間整理事業と一体的に整備を進めるため、国の個別補助事業を活用して、重点的に整備を進めている。
- 補助対象とならない準用河川や普通河川の整備については、財源の確保に苦慮しており、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業債を活用し護岸の改修や維持管理を実施している。そのうち、緊急自然災害防止対策事業債は、現時点で令和7年度までの措置となっているため、令和8年度以降も活用できるよう、国に対して、協議会の会員の皆様からも働きかけをお願いしたい。

(事務局)

- 北九州市においては、神嶽川における護岸整備、河道掘削、地下調節池等の整備について説明があった。流域治水に積極的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。河川整備は、流域治水の根幹となるものであり、県としても、今後もしっかりと進めていく。
- 緊急自然災害防止対策事業債について、県としても期間延長が流域治水による防災・減災対策を計画的かつ着実に推進するため必要であると考えており、県も国に期間延長の要望をしている。
- 今後も、流域治水の取組を進める上での課題や先行事例、国からの情報について、協議会や幹事会で協議・情報共有していく。
- 近年、激甚化・頻発化している自然災害に備えるためには、「流域治水」の推進は不可欠である。引き続き、流域治水の取組をよろしくお願いします。

協議会の様子(WEB会議)



協議会の様子(会場)



以上